

広島県告示第三百七十三号

平成十九年広島県告示第千二百三十八号（広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額）の一部を次のように改正する。

令和七年四月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後					改正前				
備考 (略)	(略)	使用料					使用料				
		セン ター の 区 分	種 別	単 位	金 額	備 考	セン ター の 区 分	種 別	単 位	金 額	備 考
	(略)	西部 工業 技術 セン ター	測定機器、試 験機器及び分析 機器	(略)	(略)	(略)	測定機器、試 験機器及び分析 機器	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	1 1-8	伸び計(高 温引張試験用)	(略)	六〇〇円	(略)	1 1-8	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	10 19	二軸押出形 成型機	(略)	三、〇〇〇円	(略)	9 18	回流水槽	(略)	四、二〇〇円	(略)
	(略)	20 21 22	示差走査熱 分析装置	(略)	一、一〇〇円	(略)	20 21 22	二軸押出形 成型機	(略)	一、五〇〇円	(略)
	(略)	23 24 91	示差走査熱 分析装置	(略)	(略)	(略)	23 24 91	示差熱分析 装置	(略)	六〇〇円	(略)
	(略)	92 99	TOC計	(略)	八〇〇円	(略)	92 99	TOC計	(略)	(略)	(略)
	(略)	93 100	一回 四時間 以内	(略)	(略)	(略)	93 100	一回 四時間 以内	(略)	(略)	(略)
	(略)	11 19	測定機器、試 験機器及び分析 機器	(略)	(略)	(略)	11 19	測定機器、試 験機器及び分析 機器	(略)	(略)	(略)
	(略)	11 19	測定機器、試 験機器及び分析 機器	(略)	(略)	(略)	11 19	測定機器、試 験機器及び分析 機器	(略)	(略)	(略)
	(略)	11 19	測定機器、試 験機器及び分析 機器	(略)	(略)	(略)	11 19	測定機器、試 験機器及び分析 機器	(略)	(略)	(略)
	(略)	11 19	測定機器、試 験機器及び分析 機器	(略)	(略)	(略)	11 19	測定機器、試 験機器及び分析 機器	(略)	(略)	(略)